



ニュースリリース 平成 24年 10月 19日

個人特化型店舗への変更のご案内

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、地域のお客さまによりきめ細かな金融サービスを提供するため、瓜連支店・高津支店・渡里支店・下妻東支店・鹿島東支店・新治支店の計6店舗を個人特化型店舗に変更しますので、下記のとおりお知らせいたします。

今後とも、地域金融機関として、お客さまの幅広いニーズにお応えし、利便性の向上に努めてまいります。

記

1. 実施日

10月29日(月)

2. 対象店舗

瓜連支店・高津支店・渡里支店・下妻東支店・鹿島東支店・新治支店

3. 個人特化型店舗の業務内容

- ・店頭でのご預金・お振込など各種お手続のほか、資産運用や個人のお客さま向けのローンに関するご相談につきまして、専門的に応えいたします。
- ・事業性融資のご相談につきましては、内容に応じて、近隣の店舗へお取り次ぎいたします。
- ・支店名、店番、口座番号、営業時間の変更はございません。なお、愛称として、「個人総合金融センター」を使用いたします。
- ・現在ご利用いただいております通帳・証書・カード等はそのままご利用いただけます。また、お振込の際の宛名につきましても従来の支店名と変更ございません。

以上